

令和5年9月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書

(令和5年度9月補正予算等関係)

病 院 局

## 令和5年9月定例会議案説明資料目次

病 院 局

### 【予算関係】

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 3 号	令和5年度鳥取県営病院事業会計補正予算（第2号）		
	1 補正予算説明資料	（総括表） 総務課	3
	2 債務負担行為に関する調書	/	4

### 【予算関係以外】

（報告）

報告番号	件 名	課 名 等	頁
第 1 号	議会の委任による専決処分の報告について （3）地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 （令和5年9月8日専決）	総務課	5
第 7 号	長期継続契約の締結状況について	総務課	8

令和5年度鳥取県営病院事業会計補正予算説明資料総括表

病 院 局 (単位：千円)

区 分		収 入			支 出		
		補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
中 央 病 院	収益的収支	20,231,986	0	20,231,986	21,532,552	0	21,532,552
	資本的収支	1,558,165	0	1,558,165	3,269,972	0	3,269,972
	計	21,790,151	0	21,790,151	24,802,524	0	24,802,524
厚 生 病 院	収益的収支	10,587,100	0	10,587,100	9,526,152	0	9,526,152
	資本的収支	490,368	0	490,368	925,345	0	925,345
	計	11,077,468	0	11,077,468	10,451,497	0	10,451,497
病院統括管理費	収益的収支	0	0	0	85,275	0	85,275
	資本的収支	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	85,275	0	85,275
合 計	収益的収支	30,819,086	0	30,819,086	31,143,979	0	31,143,979
	資本的収支	2,048,533	0	2,048,533	4,195,317	0	4,195,317
	計	32,867,619	0	32,867,619	35,339,296	0	35,339,296

【補正内容】

○債務負担行為の設定

中央病院厚生病院管理運営等複数年契約

債務負担行為に関する調書

追加分

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			備考
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	補助金	医業収益	
中央病院放射線被ばく線量検査測定委託	千円 26,900		千円	令和6年度から 令和10年度まで	千円 26,900	千円	千円	千円 26,900	
中央病院術野映像システム保守点検業務委託	千円 18,150		千円	令和6年度から 令和10年度まで	千円 18,150	千円	千円	千円 18,150	
中央病院全自動分割分包機保守委託	千円 192		千円	令和6年度	千円 192	千円	千円	千円 192	
中央病院自動精算機等整備事業	千円 17,792		千円	令和6年度	千円 17,792	千円 17,700	千円	千円 92	
厚生病院臨床検査業務委託	千円 125,856		千円	令和6年度から 令和9年度まで	千円 125,856	千円	千円	千円 125,856	
厚生病院看護衣賃借及び洗濯加工業務委託	千円 51,911		千円	令和6年度から 令和9年度まで	千円 51,911	千円	千円	千円 51,911	

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (3) 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について                  (令和5年9月8日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p><b>1 提出理由</b>                  地方自治法の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p><b>2 概要</b>                  (1) 次の条例中引用する地方自治法の条項を改める。                  ア 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例                  イ 鳥取県営企業の設置等に関する条例                  ウ 鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例                  エ 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例                  (2) 施行期日は、令和6年4月1日とする。</p>

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和41年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により県営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により県営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

(鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例(昭和58年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

(職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、知事、<u>法第138条の4第1項</u>に規定する委員会の委員及び委員並びに職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「職員等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、知事、<u>法第138条の4第1項</u>に規定する委員会の委員及び委員並びに職員（<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「職員等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

【新規契約】

契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
中央病院	物品 保守	複合機	7台	鳥取市南安長三丁目47番地 有限会社エイダゲン事務機	月当たり賃借料 57,770円 (白黒高速機) 15,190円 (カラー中速機) 及び使用1枚当たり 黒 0.47円 (白黒高速機) 黒 0.47円 (カラー中速機) カラー 2.39円 (カラー中速機)	令和6年1月1日 ～令和10年12月31日	鳥取県立中央病院
中央病院	物品 保守	ノートパソコン	395台	米子市両三柳2371番地8 NX・TCリース&ファイナンス株式 会社 山陰営業所	95,779,200	令和6年3月1日 ～令和10年2月29日	鳥取県立中央病院